

# 議会運営委員会会議録

平成18年7月18日(火)

(開 会) 09:42

(閉 会) 10:02

## ○ 委員長

ただ今から議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」、及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

議案の訂正について、執行部に説明を求めます。

## ○ 助役

議案の訂正について、ご説明させていただきます。

「議案第72号 飯塚市地域振興基金条例」につきまして、お配りしております正誤表のとおり、議案中、第8条を第7条に、第9条を第8条に訂正させていただきたいと考えております。今回の誤りは初歩的な事務ミスによるもので、大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

## ○ 委員長

次に、議案の訂正の取り扱いについて、事務局に説明させます。

## ○ 議会事務局議事課長

お配りしております議案の正誤表をご覧くださいと思います。

ただ今説明のありました議案第72号の訂正につきましては、付託されました総務委員会における審査の中で訂正の申し出があり、委員会として了承したうえで審査がなされております。本会議での取り扱いでございますが、今回、議案の内容に訂正が及ぶものではないことから、在任特例期間中の申し合わせどおり、議席に正誤表を配布し、議長において執行部より訂正があった旨を宣告していただき、そののち、総務委員長報告を行うということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案の訂正」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、「議案の訂正」については、そのように決定いたしました。

次に、人事議案について執行部に説明を求めます。

## ○ 市長

本日提案させていただきます人事議案7件について、ご説明いたします。

まず、議案第96号から議案第98号までの3件につきましては、公平委員会委員として飯塚市大分1353番地、大塚洋一氏、飯塚市菰田東2丁目6番9号、樺島典仁氏、飯塚市新飯塚7番31号、笹田伸子氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第99号及び議案第100号は、平成18年9月30日付をもって任期満了になります人権擁護委員につきまして、飯塚市平恒168番地6、國武徳子委員、飯塚市勢田734番地、許斐義重委員を引き続き同委員の候補として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第101号及び議案第102号は、飯塚市蓮台寺53番地、小山就実氏、飯塚市口原1265番地、中村二三子氏を新たに人権擁護委員の候補として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。

以上、人事議案7件を提案したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「人事議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

#### ○ 議会事務局議事課長

ただ今、市長から説明がありました、議案第96号から102号までの7件につきましては、各委員長報告・質疑・討論・採決のあとに上程し、いずれも人事議案でございますので、委員会付託は省略し、本会議において採決を行い、採決の方法は起立採決としていただいております。

以上、ご審議方よろしくお願いたします。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

「人事議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、「人事議案の取り扱い」については、そのように決定いたしました。

次に「議員提出議案の取り扱い」について、各会派の賛否を事務局から報告させます。

#### ○ 議会事務局議事課長

お配りしております議員提出議案の賛否一覧表をご覧いただきたいと思っております。

案件に記載の1番、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(案)、2番の脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書(案)、6番の基地対策予算の増額等を求める意見書(案)、7番の市長の専決処分事項の指定について、以上の意見書案3件及び議員提出議案1件につきましては、全会派賛成ということでございました。

3番の「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書(案)につきましては、日本共産党が反対。

その他の会派は賛成ということでございました。

次に、4番の少子化対策に国が本格的に取り組むことを求める意見書(案)は、顕友会が反対。その他の会派は賛成ということでございました。

次に、5番の教育基本法に関する意見書(案)につきましては、日本共産党、龍王会、無所属会派が賛成、竹柏会、有徳会が会派内で調整がつかないということでございます。

ただ今申し上げました以外の9会派につきましては反対ということでございました。

以上で賛否の報告を終わります。

#### ○ 委員長

意見書案6件及び議員提出議案1件に対する各会派の賛否は、ただ今報告があったとおりで

ございますので、意見書案及び議員提出議案の取り扱いについて、おはかりいたします。  
出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）は、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣とすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書（案）は、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣とすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「仕事と生活の調和推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書（案）は、大庭委員が提出者となり、川上委員を除く他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、少子化対策に国が本格的に取り組むことを求める意見書（案）は、川上委員が提出者となり、西川委員を除く他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、教育基本法に関する意見書（案）は、川上委員が提出者となり、安永議員、林議員、宮嶋議員、本田議員、楡井議員及び森議員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「基地対策予算の増額等を求める意見書（案）」は、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「市長の専決処分事項の指定について」は、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。

よって、本議員提出議案については、そのように決定いたしました。

○ **議会事務局長**

委員長、補足説明させていただきたいと思います。

○ **委員長**

はい、議会事務局長。

○ **議会事務局長**

ただ今、議員提出議案につきましてご審議いただき、決定させていただきました。

なお、議員提出議案の本会議での番号、提出の順番につきましては、ただ今掲げております番号とは異なりますので、ご報告させていただきます。

「市長の専決処分事項の指定について」を議員提出議案第5号として1番目に持ってまいりまして、出資法の上限金利の引き下げ等、それから脳脊髄液減少症、それから基地対策予算、この3件につきましては6・7・8号と、議会運営委員長の提出分につきましては、まとめてさせていただきます。

その次に9号といたしまして、仕事と生活の調和推進基本法の制定を求める意見書の提出について、ということにさせていただきます。

その後、10号・11号といたしまして少子化対策に国が本格的に取り組むことを求める意見書と教育基本法に関する意見書ということで、川上委員のほうから提出という順番にいたしておりますので、補足して説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

○ **委員長**

ただ今、議会事務局長の説明がございましたけれども、そのようなことでよろしゅうございましょうか。

( 異議なし )

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、「選挙管理委員及び補充員の選挙」について、事務局に説明させます。

○ **議会事務局議事課長**

選挙管理委員及び補充員につきましては、合併に伴いまして暫定的に選出されておりましたが、選挙管理委員会より議長に対しまして、選挙管理委員及び補充員の選挙の依頼がなされておりますので、本定例会におきまして選挙を行っていただくものでございます。

選挙管理委員及び補充員の人選につきましては、お手元に配付いたしております資料のとおり、先般、開かれまして代表者会議におきまして、被選挙人が決定されております。

本会議での選挙の方法につきましても、代表者会議におきまして指名推薦ということで了承されておりますので、地方自治法第118条第2項の規定によりまして「議長による指名推薦」としていただいておりますので、ご審議方、よろしく願いいたします。

○ **委員長**

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

「選挙管理委員及び補充員の選挙」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、「選挙管理委員及び補充員の選挙」については、そのように決定いたしました。

次に、「議会行事予定表 8月から10月」について、事務局に説明させます。

## ○ 議会事務局議事課長

お手元に8月から10月までの議会関係行事予定表をお配りしておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

まず、9月定例会につきまして、日程をご説明いたします。

9月5日を初日といたしまして、翌日の6日午後5時までを一般質問通告締切とし、19日までを休会といたしてあります。

20日から22日までの3日間を一般質問日として、22日の一般質問終了後に議案に対する質疑、委員会付託を予定いたしてあります。

翌週25日の月曜日を一般質問の予備日といたしてあります。

翌日の26日から28日までの3日間は、各常任委員会を開催していただきまして、29日を委員会の予備日としてあります。

最終日につきましては、10月4日、水曜日ということで、30日間の会期日程を予定してあります。

なお、議会運営委員会は、8月29日、火曜日 午前10時から、また、議会開会中につきましては、9月20日、水曜日の本会議終了後及び10月4日、水曜日の本会議最終日の開会前に開催を予定いたしてあります。

また、8月7日には、2件の請願審査のため建設委員会が開催される予定でございます。最後にその他の日程でございますが、6月定例会の時にもお願いしましたとおり、会期日程の的確な把握を行うため、一般質問通告予定者の人数を8月22日、火曜日までに報告いただきたいと思ひてあります。

その他には、9月15日、金曜日が議員提出議案、請願・陳情の追加分、議案に対する質疑通告の締切り日とし、10月2日、月曜日を議員提出議案に対する賛否の締切り日といたしてありますので、よろしくお願ひいたします。

以上、説明を終わります。

## ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

「議会行事予定表 8月から10月」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、「議会行事予定表 8月から10月」については、そのように決定いたしました。

おはかりいたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」、及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

どうも、お疲れ様でございました。